

報告第3号

令和4年度新城市一般会計予算の継続費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第145条第1項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

## 令和4年度新城市一般会計継続費繰越計算書

款	項	事業名	継続費の総額	令和4年度継続費予算現額			支出済額及び 支出見込額	残額	翌年度 通次繰越額	左の財源内訳				
				予算計上額	前年度 通次繰越額	計				繰越金	特定財源			
											国庫支出金	県支出金	地方債	その他
			円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円
2	総務費	1 総務管理費 庁内LAN管理事業	11,550,000	8,855,000	0	8,855,000	0	8,855,000	8,855,000	355,000	0	0	8,500,000	0
10	教育費	2 小学校費 小学校管理事業	11,888,000	3,581,000	0	3,581,000	2,007,500	1,573,500	1,573,500	1,573,500	0	0	0	0
10	教育費	3 中学校費 中学校管理事業	6,571,000	1,218,000	0	1,218,000	669,185	548,815	548,815	548,815	0	0	0	0
合計			30,009,000	13,654,000	0	13,654,000	2,676,685	10,977,315	10,977,315	2,477,315	0	0	8,500,000	0

報告第4号

令和4年度新城市一般会計予算の繰越明許費に係る繰越計算書

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第146条第2項の規定により、別紙のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

## 令和4年度新城市一般会計繰越明許費繰越計算書

款	項	事業名	金額	翌年度 繰越額	左の財源内訳						
					既収入 特定財源	未収入特定財源				一般財源	
						国庫支出金	県支出金	地方債	その他		
円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	円	
2 総務費	1 総務管理費	人事管理一般事務経費	1,667,000	1,667,000	0	0	0	0	0	0	1,667,000
		鳳来総合支所周辺整備事業	17,006,000	17,006,000	0	0	0	0	0	0	17,006,000
4 衛生費	2 清掃費	クリーンセンター整備事業	10,395,000	10,395,000	0	0	0	0	0	0	10,395,000
		最終処分場維持管理事業	1,815,000	1,815,000	0	0	0	0	0	0	1,815,000
6 農林水産業費	1 農業費	農業経営近代化施設整備事業	114,553,000	114,553,000	0	0	114,553,000	0	0	0	0
		学童農園山びこの丘管理運営事業	1,026,000	1,026,000	0	0	0	0	0	0	1,026,000
	2 農業土木費	緊急改修事業	5,100,000	5,100,000	0	0	0	0	0	0	5,100,000
7 商工費	1 商工費	企業用地等開発推進事業	6,050,000	6,050,000	0	0	0	0	0	0	6,050,000
		観光施設等維持管理事業	4,654,000	4,654,000	0	0	0	0	0	0	4,654,000
8 土木費	1 土木管理費	豊橋新城スマートIC(仮称)整備事業	13,800,000	13,800,000	0	2,750,000	0	2,000,000	6,624,000	0	2,426,000
		地籍調査事業	4,313,000	4,313,000	0	0	3,000,000	0	0	0	1,313,000
	2 道路橋りょう費	道整備交付金事業	284,510,000	284,171,000	0	140,255,000	0	126,100,000	0	0	17,816,000
	3 河川費	洪水ハザードマップ作成事業	19,800,000	19,800,000	0	9,400,000	0	0	0	0	10,400,000
	4 都市計画費	狭あい道路整備等推進事業	10,000,000	9,700,000	0	0	0	0	0	0	9,700,000
	5 住宅費	公営住宅等管理事業	2,514,000	1,566,000	0	0	0	0	0	0	1,566,000
9 消防費	1 消防費	福利厚生・研修事業	545,000	498,000	0	0	0	0	0	0	498,000
		防災資機材等整備事業	2,400,000	2,293,000	0	0	0	0	2,293,000	0	0
10 教育費	2 小学校費	トイレ洋式化事業	2,500,000	2,495,000	0	0	0	0	0	0	2,495,000
		小学校管理事業	13,486,000	8,296,000	0	0	0	0	0	0	8,296,000
	5 保健体育費	学校給食施設改築事業	266,183,000	196,657,000	0	0	0	187,300,000	0	0	9,357,000
11 災害復旧費	2 公共土木施設災害復旧費	現年発生災害復旧事業	46,000,000	18,796,000	0	5,896,000	0	2,900,000	0	0	10,000,000
合計			828,317,000	724,651,000	0	158,301,000	117,553,000	318,300,000	8,917,000	0	121,580,000

報告第5号

令和4年度新城市水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙  
のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

別紙

## 令和4年度新城市水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳		不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						当年度損益 勘定留保資金				
1 水道事業 資本的支出	1 建設改良費	配水設備改良費	円 430,045,000	円 359,185,395	円 13,000,000	円 13,000,000	円 57,859,605	-	円	工事名：配水管布設替工事 路線名等：R4-改-4 工事場所：新城市小畑地内 工事概要：工事延長 L=342.8m HPPE φ75=80.8m HPPE φ50=262.0m 仕切弁3箇所、排泥弁2箇所  繰越理由： 関連する小畑吉川線道路改良工事(土木 課施工)において、工事施工に伴い発生し た電柱移転に日数を要し、令和4年度内 完了が困難となったため。

報告第6号

令和4年度新城市下水道事業会計予算の建設改良費に係る繰越計算書  
地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第26条第3項の規定により、別紙  
のとおり報告する。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

令和4年度新城市下水道事業会計予算繰越計算書

地方公営企業法第26条第1項の規定による建設改良費の繰越額

款	項	事業名	予算計上額	支払義務 発生額	翌年度 繰越額	左の財源内訳				不用額	翌年度繰越額 に係る繰越を要 するたな卸資産 の購入限度額	説明
						国庫補助金	県補助金	企業債	当年度損益 勘定留保資金			
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	管渠整備費	円 344,981,000	円 281,439,477	円 58,302,000	円 17,664,157	円 1,307,945	円 33,100,000	円 6,229,898	円 5,239,523	円 -	<p>工事名：公共下水道汚水管渠布設工事 路線名等：1-2 中市場処理分区 工事場所：新城市野田地内 工事概要：開削工 VUΦ150 L=305.5m 推進工 PEΦ75 L=156.2m 入孔設置工 N=9箇所 取付管及び公共汚水ます設置工CN=7箇所</p> <p>繰越理由：一級河川野田川を橋梁添架工にて横断するにあたり、河川管理者(愛知県)との協議に不測の日数を要し、年度内での完了が見込めなくなったため。</p> <p>工事名：開成処理区 中継ポンプ施設更新工事 路線名等：R4-農設改-5 工事場所：新城市作手黒瀬地内ほか 工事概要：中継ポンプ用水位計 10基 非常通報装置 21式 ポンプ制御盤 1面 引込開閉器盤 1面 中継ポンプ用水中汚水ポンプ 2台 (50A×0.159m<sup>3</sup>/min×5.1m×0.75kw) 中継ポンプ用水中汚水ポンプ 2台 (65A×0.224m<sup>3</sup>/min×8.01m×1.5kw)</p> <p>繰越理由：更新する設備機器が、半導体不足の影響により、年度内の納入が見込まれなくなったため。</p>
1 下水道事業 資本的支出	1 建設改良費	処理場整備費	円 32,904,000	円 20,506,200	円 12,397,000	円 6,198,500	円 2,603,370	円 2,700,000	円 895,130	円 800	円 -	<p>工事名：開成処理区 処理場機械電気設備更新工事 路線名等：R4-農設改-7 工事場所：新城市作手黒瀬地内 工事概要：機械設備工事 1式 電気設備工事 1式</p> <p>繰越理由：更新する設備機器が半導体不足の影響により、年度内の納入が見込まれなくなったため。</p>



## 第105号議案

新城市税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

## 専決第2号

新城市税条例の一部改正

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

新城市長 下 江 洋 行

## 新城市条例第22号

新城市税条例の一部を改正する条例

新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

附則第10条中「、第63条又は第64条」を「又は第63条」に、「、第63条若しくは第64条」を「若しくは第63条」に改める。

附則第10条の2第3項中「附則第15条第26項第1号イ」を「附則第15条第25項第1号イ」に改め、同条第4項中「附則第15条第26項第1号ロ」を「附則第15条第25項第1号ロ」に改め、同条第5項中「附則第15条第26項第1号ハ」を「附則第15条第25項第1号ハ」に改め、同条第6項中「附則第15条第26項第1号ニ」を「附則第15条第25項第1号ニ」に改め、同条第7項中「附則第15条第26項第2号イ」を「附則第15条第25項第2号イ」に改め、同条第8項中「附則第15条第26項第2号ロ」を「附則第15条第25項第2号ロ」に改め、同条第9項中「附則第15条第26項第2号ハ」を「附則第15条第25項第2号ハ」に改め、同条第10項中「附則第15条第26項第3号イ」を「附則第15条第25項第3号イ」に改め、同条第11項中「附則第15条第26項第3号ロ」を「附則第15条第25項第3号ロ」に改め、同条第12項中「附則第15条第26項第3号ハ」を「附則第15条第25項第3号ハ」に改め、同条第13項中「附則第15条第29項」

を「附則第15条第28項」に改め、同条第14項中「附則第15条第33項」を「附則第15条第32項」に改め、同条第15項中「附則第15条第34項」を「附則第15条第33項」に改め、同条第17項を削る。

附則第16条第1項中「第8項」を「第4項」に改め、同条第2項中「令和2年4月1日から令和3年3月31日まで」を「令和4年4月1日から令和8年3月31日まで」に、「令和3年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に改め、同条第3項から第6項までを削り、同条第7項中「附則第30条第7項」を「附則第30条第3項」に、「3輪以上のガソリン軽自動車」を「3輪以上の法第446条第1項第3号に規定するガソリン軽自動車（以下この項及び次項において「ガソリン軽自動車」という。）」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和8年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「2,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「3,500円」」に改め、同項を同条第3項とし、同条第8項中「附則第30条第8項」を「附則第30条第4項」に改め、「、当該ガソリン軽自動車が令和3年4月1日から令和4年3月31日までの間に初回車両番号指定を受けた場合には令和4年度分の軽自動車税の種別割に限り」を削り、「令和5年3月31日」を「令和7年3月31日」に、「令和5年度分」を「、当該初回車両番号指定を受けた日の属する年度の翌年度分」に、「第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句」を「同条第2号ア（イ）中「3,900円」とあるのは「3,000円」と、同号ア（ウ）a中「6,900円」とあるのは「5,200円」」に改め、同項を同条第4項とする。

附則第16条の2第1項中「第8項」を「第4項」に改める。

附則第26条中「第10項、第15項から第19項まで、第21項、第22項、第26項、第29項、第33項から第35項まで、第37項から第39項まで、第42項若しくは第43項」を「第9項、第13項から第17項まで、第19項、第20項、第24項、第27項、第31項から第35項まで、第38項、第39項、第43項若

しくは第46項」に改める。

## 附 則

### (施行期日)

第1条 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

### (固定資産税に関する経過措置)

第2条 次項に定めるものを除き、この条例による改正後の新城市税条例（以下「新条例」という。）の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

2 令和3年4月1日から令和5年3月31日までの期間（以下この項において「適用期間」という。）内に地方税法等の一部を改正する法律（令和3年法律第7号）附則第1条第4号に掲げる規定による改正前の地方税法（昭和25年法律第226号）附則第64条に規定する中小事業者等（以下この項において「中小事業者等」という。）が取得（同条に規定する取得をいう。以下この項において同じ。）をした同条に規定する特例対象資産（以下この項において「特例対象資産」という。）（中小事業者等が、同条に規定するリース取引（以下この項において「リース取引」という。）に係る契約により特例対象資産を引き渡して使用させる事業を行う者が適用期間内に取得をした同条に規定する先端設備等に該当する特例対象資産を、適用期間内にリース取引により引渡しを受けた場合における当該特例対象資産を含む。）に対して課する固定資産税については、なお従前の例による。

### (軽自動車税に関する経過措置)

第3条 新条例の規定中軽自動車税の種別割に関する部分は、令和5年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和4年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

### (都市計画税に関する経過措置)

第4条 次項に定めるものを除き、新条例の規定中都市計画税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の都市計画税について適用し、令和4年度分までの都市計画税については、なお従前の例による。

2 この条例の施行の日から地域公共交通の活性化及び再生に関する法律等の一部を改正する法律（令和5年法律第 号）附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日の

前日までの間における新条例附則第26条の規定の適用については、同条中「、第43項若しくは第46項」とあるのは、「若しくは第43項」とする。

## 第106号議案

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例の専決処分の承認

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第3項の規定により、議会の承認を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

## 専決第3号

新城市国民健康保険税条例の一部改正

地方自治法（昭和22年法律第67号）第179条第1項本文の規定により、次のとおり専決処分する。

令和5年3月31日専決

新城市長 下 江 洋 行

## 新城市条例第23号

新城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

新城市国民健康保険税条例（平成17年新城市条例第142号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項ただし書中「20万円」を「22万円」に改める。

第28条第1項中「20万円」を「22万円」に改め、同項第2号中「28万5,000円」を「29万円」に改め、同項第3号中「52万円」を「53万5,000円」に改める。

第28条の2中「第29条の2」を「第29条の2第1項」に改める。

第29条の2第2項中「その他の特例対象被保険者等であることの事実を証明する書類」を「又は雇用保険受給資格通知（同令第19条第3項に規定するものをいう。）」に改める。

附則第10項中「第28条第1項」を「第28条」に、「同条中」を「同条第1項中」に改める。

附則第11項、第12項、第14項から第17項まで、第20項及び第21項中「第28条第1項の」を「第28条の」に改める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 この条例による改正後の新城市国民健康保険税条例の規定は、令和5年度以後の年度分の国民健康保険税について適用し、令和4年度分までの国民健康保険税については、なお従前の例による。

## 第107号議案

### 新城市行政財産使用料条例の一部改正

新城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市行政財産使用料条例の一部を改正する条例

新城市行政財産使用料条例（平成17年新城市条例第93号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項を削る。

第4条を次のように改める。

（納付）

第4条 使用料は、使用又は利用を開始する日までに全額を納付しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、使用又は利用の期間が翌年度るとき又は翌年度以降にわたるときは、翌年度以降の使用料は、毎年度、当該年度分を4月30日までに納付しなければならない。

3 前2項の規定にかかわらず、別表に掲げる施設の使用料は、市長が特に必要があると認めるときは、分割して納付することができる。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新城市行政財産使用料条例の規定は、令和5年4月1日から適用する。

### 理 由

この案を提出するのは、行政財産の使用料の納付方法を整理するため必要があるからである。

## 第108号議案

### 新城市税条例の一部改正

新城市税条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市税条例の一部を改正する条例

新城市税条例（平成17年新城市条例第91号）の一部を次のように改正する。

第34条の9第2項中「又は」の次に「当該控除することができなかった金額のうち法第314条の9第2項後段に規定する還付をすべき金額により」を加え、「の同項の」を「の前項の」に、「若しくは市民税に充当し」を「、個人の市民税若しくは森林環境税を納付し、若しくは納入し」に、「に充当する」を「を納付し、若しくは納入する」に改める。

第36条の3の2第5項中「第3項」を「第4項」に改め、同項を同条第6項とし、同条第4項中「第2項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項中「前2項」を「第1項及び前項」に改め、同項を同条第4項とし、同条第2項中「前項」を「第1項」に改め、同項を同条第3項とし、同条第1項の次に次の1項を加える。

2 前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を給与支払者を經由して提出する場合において、当該申告書に記載すべき事項がその年の前年において当該給与支払者を經由して提出した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書（その者が当該前年の中途において次項の規定による申告書を当該給与支払者を經由して提出した場合には、当該前年の最後に提出した同項の規定による申告書）に記載した事項と異動がないときは、給与所得者は、施行規則で定めるところにより、前項又は法第317条の3の2第1項の規定により記載すべき事項に代えて当該異動がない旨を記載した前項又は法第317条の3の2第1項の規定による申告書を提出することができる。

第38条の見出し中「方法」を「方法等」に改め、同条第1項中「によって」を「により」に改め、同条に次の1項を加える。

3 森林環境税は、当該個人の市民税の均等割を賦課し、及び徴収する場合に併せて



賦課し、及び徴収する。

第41条中「及び」を「、個人の」に、「の合算額」を「及び森林環境税額の合算額」に、「によって」を「により」に改める。

第44条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、「均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。次項及び第5項において同じ。)」を加え、同条第2項中「においては」を「には」に、「によって」を「により」に改め、同条第3項、第5項及び第6項中「によって」を「により」に改める。

第46条中「によって」を「により」に改める。

第47条第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「通知によって」を「通知により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第47条の2第1項中「によって徴収することが」を「により徴収することが」に、「においては」を「には」に改め、「及び均等割額」の次に「(これと併せて賦課徴収を行う森林環境税額を含む。以下この条及び第47条の5において同じ。)」を加え、「によって徴収する場合」を「により徴収する場合」に、「によって徴収する。」を「により徴収する。」に改め、同項第2号及び同条第2項中「によって」を「により」に改める。

第47条の6第1項中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に改め、同条第2項中「方法によって」を「方法により」に、「第17条の2の規定によって」を「第17条の2の2第1項第2号に規定する市町村徴収金関係過誤納金とみなして、同条第3項、第6項及び第7項の規定を適用することができるものとし、当該市町村徴収金関係過誤納金により」に、「に充当する」を「を納付し、又は納入することを委託したもののみならず」に改める。

第50条第2項中「においては」を「には」に改める。

第82条第1号エ中「及び」を「、」に改め、「3輪のもの」の次に「及び道路運送車両の保安基準（昭和26年運輸省令第67号）第1条第1項第13号の6に規定す

る特定小型原動機付自転車」を加える。

附則第8条第1項中「令和6年度」を「令和9年度」に改める。

附則第10条の2に次の1項を加える。

17 法附則第15条の9の3第1項に規定する条例で定める割合は、3分の1とする。

附則第10条の3第13項を同条第14項とし、同条第12項中「附則第7条第13項」を「附則第7条第17項」に改め、同項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 法附則第15条の9の3第1項に規定する特定マンションに係る区分所有に係る家屋について、同項の規定の適用を受けようとする者は、当該特定マンションに係る同項に規定する工事が完了した日から3月以内に、次に掲げる事項を記載した申告書に施行規則附則第7条第16項各号に掲げる書類を添付して市長に提出しなければならない。

- (1) 納税義務者の住所、氏名又は名称及び個人番号又は法人番号（個人番号又は法人番号を有しない者にあつては、住所及び氏名又は名称）
- (2) 家屋の所在、家屋番号、種類及び床面積
- (3) 家屋の建築年月日及び登記年月日
- (4) 当該工事が完了した年月日
- (5) 当該工事が完了した日から3月を経過した後に申告書を提出する場合には、3月以内に提出することができなかつた理由

附則第15条の2を削る。

附則第15条の2の2第4項中「100分の10」を「100分の35」に改め、同条を附則第15条の2とする。

附則第15条の6第3項を削る。

附則第16条の2第3項中「100分の10」を「100分の35」に改める。

附則第17条の2第1項及び第2項中「令和5年度」を「令和8年度」に改める。

附 則

（施行期日）

第1条 この条例は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

(1) 第82条第1号エの改正規定及び附則第4条第1項の規定（この条例による改正後の新都市税条例（以下「新条例」という。）附則第16条の2第3項に係る部分を除く。） 令和5年7月1日

(2) 第34条の9第2項並びに第38条の見出し及び同条第1項の改正規定、同条に1項を加える改正規定並びに第41条、第44条、第47条、第47条の2及び第47条の6の改正規定並びに附則第15条の2の2の改正規定（同条第4項中「100分の10」を「100分の35」に改める部分に限る。）及び附則第16条の2第3項の改正規定並びに次条第1項並びに附則第4条第1項（新条例附則第16条の2第3項に係る部分に限る。）及び第3項の規定 令和6年1月1日

(3) 第36条の3の2の改正規定及び次条第2項の規定 令和7年1月1日  
（市民税に関する経過措置）

第2条 前条第2号に掲げる規定による改正後の新都市税条例の規定中個人の市民税に関する部分は、令和6年度分以後の年度分の個人の市民税について適用し、令和5年度分までの個人の市民税については、なお従前の例による。

2 新条例第36条の3の2第2項の規定は、令和7年1月1日以後に支払を受けるべき新都市税条例第36条の3の2第1項に規定する給与（以下この項において「給与」という。）について提出する同条第1項の規定による申告書について適用し、同日前に支払を受けるべき給与について提出した同項の規定による申告書については、なお従前の例による。

（固定資産税に関する経過措置）

第3条 新条例の規定中固定資産税に関する部分は、令和5年度以後の年度分の固定資産税について適用し、令和4年度分までの固定資産税については、なお従前の例による。

（軽自動車税に関する経過措置）

第4条 新条例第82条第1号エ及び附則第16条の2第3項の規定は、令和6年度以後の年度分の軽自動車税の種別割について適用し、令和5年度分までの軽自動車税の種別割については、なお従前の例による。

2 令和元年10月1日から令和3年12月31日までの間に取得されたこの条例による改正前の新都市税条例附則第15条の2及び第15条の6第3項に規定する3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の

例による。

- 3 新条例附則第15条の2第4項の規定は、附則第1条第2号に掲げる規定の施行の日以後に取得された3輪以上の軽自動車に対して課すべき軽自動車税の環境性能割について適用し、同日前に取得された3輪以上の軽自動車に対して課する軽自動車税の環境性能割については、なお従前の例による。

#### 理 由

この案を提出するのは、地方税法の一部改正に伴い、規定を整理する等のため必要があるからである。

## 第109号議案

### 新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

新城市職員の特殊勤務手当に関する条例（平成17年新城市条例第57号）の一部を次のように改正する。

附則第3項前段を次のように改める。

第2条の規定にかかわらず、職員が、市長が定める場所において、特定新型インフルエンザ等（新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）第2条第1号に規定する新型インフルエンザ等で、当該新型インフルエンザ等に係る同法第15条第1項に規定する政府対策本部が設置されたもの（市長が定めるものに限る。）をいう。）から市民の生命及び健康を保護するために行われた措置に係る作業であって市長が定めるものに従事したときは、防疫等作業手当を支給する。

附則第4項を次のように改める。

4 前項の手当の額は、作業に従事した日1日につき4,000円の範囲内で市長が定める額とする。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の新城市職員の特殊勤務手当に関する条例の規定は、令和5年5月8日から適用する。

### 理 由

この案を提出するのは、新型コロナウイルスの感染症法上の位置付けが新型インフルエンザ等感染症から5類感染症に変更となったことに伴い、防疫等作業手当の特例を整備するため必要があるからである。

## 第110号議案

新城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部改正  
新城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例の一部を改正する条例

新城市行政手続等における情報通信の技術の利用に関する条例（平成18年新城市条例第1号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 条例等 条例及び規則（地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第2項に規定する規程を含む。）並びに愛知県事務処理特例条例（平成11年愛知県条例第55号）及び愛知県教育委員会事務処理特例条例（平成12年愛知県条例第18号）により市が処理することとされた事務について規定する愛知県条例及び愛知県の執行機関の規則をいう。
- (2) 市の機関等 市の機関若しくはその機関の職員であって法令若しくは条例等により独立して権限を行使することを認められたもの又は地方自治法第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。

第2条第6号中「市の機関」を「市の機関等」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、行政手続等のオンライン化を推進する等のため必要があるからである。

## 第111号議案

### 新城市火災予防条例の一部改正

新城市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市火災予防条例の一部を改正する条例

新城市火災予防条例（平成17年新城市条例第236号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第3号中「滞溜」を「滞留」に改め、同項第14号ア中「支わく」を「支柁」に改め、同項第17号中「（以下「液体燃料」という。）」を削り、同号ケ中「作られて」を「造られて」に改め、同項第18号中「（以下「気体燃料」という。）」を削り、同条第3項中「出入り口」を「出入口」に改める。

第3条の4第1項第1号ア及び第2号イ中「綱板」を「鋼板」に改め、同条第2項中「第1項第11号から第14号まで」を「第1項第11号、第12号及び第14号」に、「第3条第3項中」を「同条第3項の規定中」に改める。

第5条第1項中「構造は、次に掲げる基準によら」を「うち、固体燃料を使用するものにあつては、不燃材料で造ったたき殻受けを付設し」に改め、同項各号を削り、同条第2項中「第1項第11号から第14号まで」を「第1項第11号、第12号、第14号」に改める。

第6条第1項第2号中「コンクリートブロック造」を「コンクリートブロック造」に改める。

第7条第1項第4号を削る。

第7条の2第1項第1号中「対象火気設備」を「対象火気設備等」に改める。

第8条中「及び第10号から第15号まで」を「、第10号から第12号まで、第14号及び第15号」に改める。

第8条の2中「第1項第11号から第14号まで」を「第1項第11号、第12号及び第14号」に改める。

第8条の3第2項中「揚合」を「場合」に改め、同条第3項中「並びに第11条第1項第3号の2」を「、第11条第1項第3号の2」に改める。

第9条の2第2項中「第1項第10号から第15号まで」を「第1項第10号から第12号まで、第14号、第15号」に改める。

第10条中「グラビヤ印刷機」を「グラビア印刷機」に改める。

第11条第1項第9号中「、必要に」を「必要に」に改め、同条第2項ただし書中「おおわれた」を「覆われた」に改める。

第11条の2第1項中「自動車等（道路交通法（昭和35年法律第105号）第2条第1項第9号に規定する自動車又は同項第10号に規定する原動機付自転車をいう。第12号において同じ。）をいう。以下この条において同じ。）に」を「自動車、原動機付自転車、船舶、航空機その他これらに類するものをいう。以下同じ。）にコネクタ（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するためのものをいう。以下同じ。）を用いて」に、「及び全出力200キロワットを超えるものを除く。）をいう」を「を除く。）をいい、分離型のもの（変圧する機能を有する設備本体及び充電ポスト（コネクタ及び充電用ケーブルを収納する設備で、変圧する機能を有しないものをいう。以下同じ。）により構成されるものをいう。以下同じ。）にあっては、充電ポストを含む」に改め、同項第1号ただし書中「不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは」を「次に掲げるものにあつては」に改め、同号に次のように加える。

ア 不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するもの

イ 分離型のものにあつては、充電ポスト

第11条の2第1項第2号に次のただし書を加える。

ただし、分離型のものの充電ポストにあつては、この限りでない。

第11条の2第1項第6号中「急速充電設備」を「コネクタ」に改め、同項第7号中「急速充電設備と電気自動車等の接続部に」を「コネクタが電気自動車等に接続され、」に、「接続部が」を「コネクタが当該電気自動車等から」に改め、同項第10号中「構造とし」を「こと。また」に改め、同項第11号中「緊急停止させることができる措置を講ずる」を「緊急に停止することができる装置を、当該急速充電設備の利用者が異常を認めたときに、速やかに操作することができる箇所に設ける」に改め、同項第12号中「自動車等」を「急速充電設備と電気自動車等」に改め、同項第13号中「（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）」を削り、同項第16号中「当該蓄電池」の次に「（主とし



て保安のために設けるものを除く。) 」を加え、同項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

(17) 急速充電設備のうち分離型のものにあつては、充電ポストに蓄電池（主として保安のために設けるものを除く。）を内蔵しないこと。

第12条第4項後段を削る。

第13条第1項中「4800」を「4,800」に改め、同条第4項中「、同条第2項」を「並びに第2項」に改める。

第14条第1項第2号中「下向」を「下向き」に改める。

第15条第1項第1号オ中「二」を「2」に改める。

第16条第1項中「いう。」の次に「以下同じ。」を加える。

第17条第1号中「けい留」を「係留」に改め、同条第6号中「取付け」を「取り付け」に改め、同条第11号中「けい留」を「係留」に改め、同条第12号中「おいては」を「おいて」に改める。

第17条の2第1号中「支わく」を「支枠」に改める。

第21条第1項第2号中「安全装置を」を「安全装置は」に改める。

第23条第1項ただし書中「場所」を「場合」に改め、同条第3項を削り、同条第4項中「次の各号に定める」を「当該各号に定める」に改め、同項第2号中「吸殻容器」を「吸い殻容器」に、「併せて図記号による標識を設けるときは、別表第2に定めるものとしなければなら」を「健康増進法（平成14年法律第103号）第33条第2項に規定する喫煙専用室標識を設ける場合においてはこの限りで」に改め、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

4 第2項又は前項第2号に規定する標識と併せて図記号による標識を設けるときは、「禁煙」又は「火気厳禁」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7010号又は日本産業規格Z8210に適合するものとし、「喫煙所」と表示した標識と併せて設ける図記号にあつては、国際標準化機構が定めた規格第7001号又は日本産業規格Z8210に適合するものとしなければならない。

第23条第5項中「前項第2号」を「第3項第2号」に改める。

第26条の見出し並びに同条第1項及び第2項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に改め、同条第3項中「がん具用煙火」を「玩具用煙火」に、「おおい」を「覆い」

に改める。

第28条第5項中「吸殻容器」を「吸い殻容器」に改める。

第29条の見出し中「使用制限」を「使用の制限」に改める。

第29条の3第1項中「もっぱら」を「専ら」に改める。

第29条の5中「次の各号に定める」を「当該各号に定める」に改める。

第29条の6中「最小限度」を「最少限度」に改める。

第31条の2第2項第8号中「あたって」を「当たって」に改める。

第31条の6第2項第2号中「漏れ又は」を「漏れ、又は」に改める。

第31条の7第1項第6号中「促がす」を「促す」に改め、同条第2項中「、適用しない」を「適用しない」に改める。

第32条中「場所において」を「場所で」に、「場合で」を「場合において」に改める。

第33条第1項各号列記以外の部分中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第1号ア中「別表第3備考第5号エ」を「別表第2備考第6号エ」に改め、同項第2号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第4号中「あたって」を「当たって」に改め、同条第2項各号中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第34条第1項第5号及び第2項第2号中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第3号イ中「別表第3」を「別表第2」に改め、同号ただし書中「又は不燃材料」を「若しくは不燃材料」に、「又は火災」を「、又は火災」に改め、同号エ中「別表第3」を「別表第2」に改め、同項第4号イ中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第34条の2中「別表第3」を「別表第2」に改める。

第35条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号中「いす背」を「椅子背」に、「いす」を「椅子」に、「いす席」を「椅子席」に、「後部の」を「後席の」に改め、同条第5号ア中「いす席」を「椅子席」に改め、同号アただし書中「端数を」を「端数は」に改め、同号イ及びウ中「いす席」を「椅子席」に改める。

第36条第1号中「いす」を「椅子」に改め、同条第2号本文中「いす背」を「椅子背」に改め、同号ただし書中「いす背」を「椅子背」に、「いす座」を「椅子座」に改め、同条第4号ア本文中「いす席」を「椅子席」に、「いす背」を「椅子背」に、「いす席が」を「椅子座が」に改め、同号アただし書中「いす背」を「椅子背」に、「いす席が」を「椅子座が」に改め、同号イ中「いす席」を「椅子席」に、「幅」を

「、幅」に改める。

第39条第1号ア前段中「いす席」を「椅子席」に改め、同号ア後段中「長いす」を「長椅子」に、「いす席」を「椅子席」に、「はしたの数」を「端数」に改める。

第40条中「ろうか」を「廊下」に改める。

第42条の3第1項中「規定による」を削り、「同項の規定による」を「前条第1項の」に改め、同条第2項中「同項の規定による」を「前条第1項の」に改める。

第45条の見出し中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改め、同条中「もの」を「者」に改め、同条第1号中「まぎらわしい」を「紛らわしい」に改める。

第45条の2第1項中「すい道」を「ずい道」に改める。

第46条の見出し中「又は」を「及び」に改め、同条第1項中「別表第3」を「別表第2」に、「その」を「、その」に改める。

第47条第2項中「タンク検査済証」を「水張水圧検査済証」に改める。

別表第2を削り、別表第3を別表第2とする。

#### 附 則

##### (施行期日)

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第11条の2第1項の改正規定及び次項の規定は、令和5年10月1日から施行する。

##### (経過措置)

- 2 第11条の2第1項の改正規定の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の新都市火災予防条例（以下「新条例」という。）第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。
- 3 新条例第23条第3項第2号の規定の適用については、当分の間、同号中「喫煙専用室標識」とあるのは、「喫煙専用室標識又は健康増進法の一部を改正する法律（平成30年法律第78号）附則第3条第1項の規定により読み替えて適用される健康増進法第33条第2項に規定する指定たばこ専用喫煙室標識」と読み替えるものとする。
- 4 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされている新条例第23条第2項又は第3項第2号に規定する標識と併せて設ける図記号のうち、新条例第23条第4項の規定に適合しないものについては、当該規定にかかわらず、なお従

前の例による。

#### 理 由

この案を提出するのは、対象火気設備等の位置、構造及び管理並びに対象火気器具等の取扱いに関する条例の制定に関する基準を定める省令の一部改正に伴い、急速充電設備の全出力の上限を撤廃するとともに、火災予防上必要な措置を整理する等のため必要があるからである。

## 第112号議案

### 新城市市民自治会議条例の一部改正

新城市市民自治会議条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

### 新城市市民自治会議条例の一部を改正する条例

新城市市民自治会議条例（平成25年新城市条例第5号）の一部を次のように改正する。

第2条第1号及び第2号を次のように改める。

- (1) 市長の諮問に応じ、調査審議すること。
- (2) 条例の運用に関し、市長に意見を述べること。

第2条第3号を削る。

第4条第1項第4号中「必要と認める」を「必要があると認める」に改め、同条第2項中「2年」を「2年以内」に改める。

### 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

### 理 由

この案を提出するのは、新城市市民自治会議の所掌事務を整理する等のため必要があるからである。

## 第 1 1 3 号議案

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部改正

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例を次のように定めるものとする。

令和 5 年 6 月 1 2 日提出

新城市長 下 江 洋 行

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例

新城市印鑑の登録及び証明に関する条例（平成 1 7 年新城市条例第 3 2 号）の一部を次のように改正する。

第 9 条の 2 を次のように改める。

（多機能端末機による印鑑登録証明書の交付）

第 9 条の 2 印鑑の登録を受けている者は、多機能端末機（市の電子計算機と電気通信回線で接続された端末機であって、印鑑登録証明書を自動で交付する機能を有するものをいう。）に次の各号のいずれかに掲げるものを利用して自ら必要な事項を入力することにより、印鑑登録証明書の交付を受けることができる。

- (1) 個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 2 5 年法律第 2 7 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律（平成 1 4 年法律第 1 5 3 号）第 2 2 条第 1 項に規定する個人番号カード利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）
- (2) 移動端末設備（電気通信事業法（昭和 5 9 年法律第 8 6 号）第 1 2 条の 2 第 4 項第 2 号ロに規定する移動端末設備をいい、電子署名等に係る地方公共団体情報システム機構の認証業務に関する法律第 3 5 条の 2 第 1 項に規定する移動端末設備利用者証明用電子証明書が記録されたものに限る。）

附 則

この条例は、規則で定める日から施行する。

理 由

この案を提出するのは、多機能端末機による印鑑登録証明書の交付方法を追加する

ため必要があるからである。

第114号議案

令和5年度新城市一般会計補正予算（第3号）

この予算を別冊のとおり定めるものとする。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行



## 第115号議案

### 財産の取得

新城市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成17年新城市条例第61号）第3条の規定により、次のとおり財産を取得することについて議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

- |   |        |                                       |
|---|--------|---------------------------------------|
| 1 | 取得の目的  | 消防用                                   |
| 2 | 品名及び数量 | 小型動力ポンプ付積載車 2台                        |
| 3 | 取得金額   | 17,820,000円                           |
| 4 | 契約の方法  | 一般競争入札                                |
| 5 | 契約の相手方 | 豊橋市西羽田町5番地<br>山佐産工株式会社<br>代表取締役 柘 植 学 |

### 理 由

この案を提出するのは、消防業務を実施するに当たり、消防車両を取得するため必要があるからである。

第116号議案

新城市固定資産評価員の選任

次の者を新城市固定資産評価員に選任したいから、地方税法（昭和25年法律第226号）第404条第2項の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
■	小 林 義 明	■

理 由

この案を提出するのは、固定資産評価員から令和5年6月30日をもって辞任したい旨の申出があったため必要があるからである。

第117号議案

新城市作手財産区財産区管理委員の選任

次の者を新城市作手財産区財産区管理委員に選任したいから、新城市財産区管理会  
条例（平成17年新城市条例第238号）第3条の規定により議会の同意を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
	竹 下 勝 之	

理 由

この案を提出するのは、令和5年6月30日をもって辞任したい旨の申出をした財  
産区管理委員がいるため必要があるからである。

第118号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下 江 洋 行

住所	氏名	生年月日
[REDACTED]	菅 沼 善 子	[REDACTED]

理 由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第119号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	上田敏代	

理由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第120号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	請井洋一	

理由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第121号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
████████████████████	片桐厚史	████████████████████

理由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。

第122号議案

人権擁護委員の候補者の推薦

次の者を人権擁護委員の候補者として推薦したいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により議会の意見を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下江洋行

住所	氏名	生年月日
	松本博也	

理由

この案を提出するのは、令和5年9月30日をもって任期満了となる人権擁護委員がいるため必要があるからである。



第123号議案

市道の路線認定

道路法（昭和27年法律第180号）第8条第1項の規定により、次の路線を認定したいので、同条第2項の規定により議会の議決を求める。

令和5年6月12日提出

新城市長 下江洋行

整理 番号	路線名	起点	重要な 経過地
		終点	
1	平4号線	新城市川田字平27番2地先	
		新城市川田字平35番3地先	

理由

この案を提出するのは、一般国道151号道路改良事業に伴う路線の再編により、市道に認定するため必要があるからである。